

アカモズの特別指定希少野生動植物への意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 募集期間 令和6年9月27日（金）～令和6年10月28日（月）

2 提出件数 23件（12者）

No.	賛成・反対	お寄せいただいたご意見（公開用）	県の考え方（案）
1	賛成	アカモズの指定については賛成します。日本の自然・生態系の保護に取り組んでいただきたいです。自然の要因だけでなく、人間の要因で希少種が絶滅していくとするなら、防ぐことは、次世代に環境を引き継ぐ私たちの役割だと思います。今後、保護の方法や増殖の方法を研究して、取り組んでください。 また、学校教育を活用して、県内に住む子どもたちにも、このような希少種がいること、社会活動によって、動物がすみにくい環境になっていることを周知する機会を作ってください。	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討並びに対策を実施する際の参考にさせていただきます。
2	賛成	特別指定希少野生動植物指定に賛成します。 長野県として早期に特別指定希少野生動植物に指定し、県全体として保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討並びに対策を実施する際の参考にさせていただきます。
3		種の保存法と条例の内容が重複しているため、重複指定の趣旨やアカモズ保全上の効果を明確にする必要がある。	アカモズは、本県を含め全国で3道県にしか生息していない種であり、条例に基づき指定を行ったうえで、保護回復事業計画を策定し、保護を目指すものです。 指定の趣旨については分かりやすい発信に努めます。
4		種の保存法の内容と重複せず、アカモズの保全に対する効果として期待できる条文は、県が実施する保護回復事業のみであり、長野県が国内希少野生動植物種を条例で指定する場合、その指定の趣旨は県による保護回復事業の推進にあることを公表すべきである。	今回は、条例に基づき指定を行ったうえで、保護回復事業計画を策定し、保護を目指すものです。 指定の趣旨についてはわかりやすい発信に努めます。
5		県が主体となって保護回復事業を実施するのであれば、必要な予算措置や補助金制度の整備、人員拡充などをすべき。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
6		アカモズの特別指定希少野生動植物指定については賛成ですが、それのみでは今後の生息数の回復は望めません。 県として実効性の伴った保護回復計画の策定を行うとともに、関係する条例等の整備、必要な予算の獲得をおねがいします。また、関係省庁とも連携し、必要な対策が円滑に行われるようご尽力をおねがいします。	今回、条例に基づき指定を行ったうえで、保護回復事業計画を策定し、保護を目指すものです。 いただいたご意見は、今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
7		アカモズの保全については、すでに活動している団体や大学等、研究者などのグループと連携し、活動に必要な資金や各種手続き・関係省庁との取次などの十分な支援を行ってください。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
8	賛成	条例施行に伴って生息地の情報の開示等が行われる際には十分な配慮をするとともに、開示された場合に訪れるであろうカメラマン、来訪者等への対応を検討してください。悪質な行為に対して、現地で監視員などによる注意喚起などの対応が取れるような仕組み作りが必要です。	アカモズの生息に影響を及ぼさないよう、生息地情報については慎重に取り扱います。 いただいたご意見は、今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
9		アカモズの繁殖阻害要因の一つとしてネコによる捕食の例が確認されており、ネコへの餌やりが野生動物の誘因にもつながり、アカモズの捕食の懸念もあります。ノネコ、ノラネコに対する餌やりの禁止とネコの室内飼いの推進をお願いします。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
10		生息地において、農家や作業者の認識不足により、アカモズの巣が故意あるいは不注意により落とされる事例が毎年発生しています。アカモズを含む果樹園に営巣する鳥類のほとんどが果実の食害は行わず、多くは昆虫を食べる益鳥であることを知ってもらうよう、関係部署と連携し、農家に対する適切な普及啓蒙活動をお願いします。 加えてアカモズの保全活動に対して積極的に取り組む農家に対して何らかの恩恵があるような仕組みを検討してください。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
11		指定について賛同します。アカモズは国内の野生鳥類の中でもっとも絶滅が危惧されている鳥類であり、保全活動に緊急性を要します。指定だけでなく、合わせて有効な保全対策を講じるようお願いいたします。 これまでの調査研究や保全活動は個人の努力に頼るところが大きく、資金面、人的資源において十分な対応ができていません。実効性の伴った保全回復計画をセットにして指定することが重要だと考えます。 また、継続して調査研究、保全活動を行ってきた団体や個人と連絡を密にしてモニタリング調査を継続するとともに、科学的知見に基づいた効果的な保全策を講じてください。そのために必要な予算の確保をお願いします。	今回、条例に基づき指定を行ったうえで、保護回復事業計画を策定し、保護を目指すものです。 いただいたご意見は、今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
12	賛成	近年、希少種に対するカメラマンの脅威が各地で問題視されており、鳥類では巣の近くで長時間の観察や撮影を行ったことによる繁殖活動への悪影響が起きているため、生息地の情報の開示等には十分な配慮をしてください。 また、生息地が農村地域であることから、来訪者と居住者のトラブルが予想されるため、生息地周辺住民への保全活動の十分な説明と、来訪者などとのトラブルが生じたときの対処マニュアルなどの作成をお願いします。	アカモズの生息に影響を及ぼさないよう、生息地情報については慎重に取り扱います。 いただいたご意見は、今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
13		アカモズの繁殖阻害要因の一つとしてネコによる捕食の例が確認されているため、ノネコ、ノラネコに対する餌やりの禁止とネコの室内飼いの推進をお願いします。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。

14		現状、調査及び保護には生息地のある農家に協力をいただいている状況のため、条例指定及び保護回復事業計画策定にあたっては、農業従事者及び農協等関係者等の事業に支障をきたさないよう配慮していただきたい。	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
15		生息情報が公開されると、撮影者が現地に殺到するおそれがある。撮影者が営巣地に集まると、撮影圧による巣の放棄などアカモズの繁殖行動への影響などが考えられる。詳細な営巣地を公開しないなど、生息情報の取扱いにご注意いただきたい。	アカモズの生息に影響を及ぼさないよう、生息地情報については慎重に取り扱います。
16		複数の市町村に営巣地があり、保護事業の実施にあたっては、市町村間の連携が必要なため、県には関係市町村の調整や取りまとめ役を担っていただきたい。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
17	賛成	アカモズの特別指定希少野生動植物への指定案に賛成します。(併せてアカモズに関する文献情報の提供)	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討並びに対策を実施する際の参考にさせていただきます。
18		ここ数年捕食者に卵、幼鳥を捕食され生息数は減少の一途をたどっていると聞きます。東南アジアを巡る鳥として、日本だけでは難しい局面もありますが、長野県としても早急に手だてを施し、絶滅を回避できるよう手だてを講じてください。	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
19	賛成	以前は労せずして見られたが、探しても見られなくなったので、指定に賛成です。	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
20		繁殖地での個体数の減少は、種を維持するにあたり大きな打撃になります。日本でのみ繁殖する亜種アカモズを絶滅させてしまつては後世の人たちに申し訳ないと思います。	「特別指定希少野生動植物」の指定及び今後の保護対策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
21		今後県が策定する「保護回復事業計画」は国、庁内関係部局（農政部）、関係保護団体等と連携するだけでなく、各地域そのものと協働した実効性のあるものにしてほしい。 具体的には、地元行政機関及び農業者、野鳥の会、地域の自然保護団体などとの持続的な連携が必要である。現在のアカモズ保全研究グループによる調査はアカモズの現況を科学的に明らかにしてくれるものであるが、調査にとられる人員や時間の労力、人員の確保などいつまでも頼るわけにはいかない。そのために各地域に根を張った団体や個人が調査できる体制を構築して欲しい。 信州においては主な繁殖地である果樹園においてネコなどによる捕食及び人為圧があるだけでなく、果樹園の樹木の品種改良や周辺の自然環境の変化も要因と言える。農業関係者及び地域住民へのアカモズや自然環境についての積極的な啓発活動も行ってほしい。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
22		現状、特別指定希少野生動植物、指定希少野生動植物に指定されている多くの種の対策が有効的に講じられているとは思えません。事業計画と現場との目標設定の解離、目的達成に対する総合的な投資及び協力体制の少なさ、評価検証が継続的に行われていないことなどが原因であると思います。 目的を達成するために有効な保護回復事業計画の策定と評価検証を行ってください。	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。
23		アカモズのような鳥類は、中長期的な視点で保護回復に努めなければ結果が付いてこないと思われるため、評価検証の定期的な更新は必須であると考えます	今後の保護対策の検討及び対策を実施する際の参考にさせていただきます。 今後策定予定の保護回復事業計画において、定期的な評価検証について、盛り込んでいきます。